○朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則

平成17年6月24日

規則第23号

改正 平成20年10月15日規則第31号

(趣旨)

第1条 この規則は、朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 (平成17年朝霞市条例第17号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 条例第2条の申請書の様式は、様式第1号によるものとする。
- 2 条例第2条第2号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げる指定管理者の指定(以下単に「指定」という。)を受けようとするものの区分に応じ、当該各号に定める書類とする。
 - (1) 法人の場合
 - ア 法人の登記簿謄本
 - イ 定款、規約その他これらに類する書類
 - ウ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の貸借対照表及び損益計 算書
 - エ その他市長が必要と認める書類
 - (2) 法人以外の団体の場合
 - ア 団体の設立を定めた規約その他これらに類する書類
 - イ 申請の日の属する事業年度の直近の事業年度の収支決算書
 - ウ 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
 - エ 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれ らに相当する書類
 - オ その他市長が必要と認める書類

(指定等)

第3条 市長は、条例第3条の規定により候補者を選定したときは、当該申請者に対し、公の施設の指定管理者指定候補者選定結果通知書(様式第2号)

によりその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、条例第3条の規定により指定したときは、当該指定した法人又は その他の団体(以下「指定団体」という。)に対し、公の施設の指定管理者 指定等通知書(様式第3号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる 事項について、速やかに告示するものとする。
 - (1) 指定をした日
 - (2) 管理を行わせる公の施設の名称
 - (3) 指定団体の名称及び事務所の所在地
 - (4) 指定の期間
- 3 市長及び指定団体は、当該公の施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書)

- 第4条 条例第4条の事業報告書の様式は、様式第4号によるものとする。 (指定の取消し等)
- 第5条 市長は、条例第6条第1項の規定により指定を取り消し、又は期間を 定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止(以下この条において「指定の 取消し等」という。)を命じた場合は、公の施設の指定管理者指定取消等通 知書(様式第5号)によりその旨を通知するとともに、次に掲げる事項につ いて、速やかに告示するものとする。
 - (1) 指定の取消し等を命じた日
 - (2) 指定の取消し等を命じられた指定団体が管理を行っていた公の施設の名称
 - (3) 指定の取消し等を命じられた指定団体の名称及び事務所の所在地
 - (4) 期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命じた場合は、その期間と当該業務の範囲

(教育委員会所管の公の施設への適用)

第6条 この規則を教育委員会が所管する公の施設に適用する場合においては、 第2条から前条までの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」とする。 (委任) 第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第31号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

公の施設の指定管理者指定申請書

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地

団体名

代表者氏名

(A)

指定管理者の指定を受けたいので、朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条の規定により下記のとおり申請します。

33

- 1 指定管理者として指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第2条第2項に 定める書類

様式第2号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定候補者選定結果通知書

年 月 日

様

朝霞市長

指定候補者の選定結果について、朝護市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則第3条第1項の規定により下記のとおり通知します。

記

- 1 公の施設の名称
- 2 選定結果

選定されました。

指定管理者指定候補者に

選定されませんでした。

3 備 考

様式第3号(第3条関係)

公の施設の指定管理者指定等通知書

年 月 日

様

朝霞市長

指定管理者の指定について、朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 施行規則第3条第2項の規定により下記のとおり通知します。

記

1 決定区分

指定されました。

指定管理者に

指定されませんでした。

- 2 指定管理者として管理を行う公の施設の名称
- 3 指定の期間
- 4 備 考

様式第4号(第4条関係)

公の施設の指定管理者事業報告書

年 月 日

朝霞市長 宛

所在地

団体名

代表者氏名

1

朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第4条の規定により下記のと おり報告します。

記

- 1 管理を行った公の施設の名称
- 2 管理の業務の実施期間

年 月 日から 年 月 日まで

- 3 管理の業務の実施状況及び当該公の施設の利用状況
- 4 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- 5 管理に係る経費の収支状況

様式第5号(第5条関係)

公の施設の指定管理者指定取消等通知書

年 月 日

印

様

朝霞市長

指定管理者の指定の取消し等について、朝霞市公の施設の指定管理者の指定の手続等に 関する条例施行規則第5条の規定により、下記のとおり通知します。

記

指定の取消し等の決定事項

1 内容

指定を取り消します。

業務(全部・一部)の停止を命じます。

2 理 由

教 示

1 異議申立てについて

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算 して60日以内に、朝霞市長に対して異議申立てをすることができます。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月 以内に、朝霞市を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において朝 霞市を代表する者は、朝霞市長です。ただし、異議申立てをした場合の処分の取消しの訴 えは、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内 に提起しなければなりません。 様式第1号(第2条関係)

様式第2号(第3条関係)

様式第3号(第3条関係)

様式第4号(第4条関係)

様式第5号(第5条関係)